

事務連絡
令和4年4月21日

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認導入に関するリーフレットの送付について
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

オンライン資格確認等システムについては、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局で導入することを目指しており、厚生労働省においては、速やかな導入に向け、効果的な周知広報を行っていくこととしております。

今般、令和4年4月下旬に社会保険診療報酬支払基金から、「顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいたものの、まだシステム導入の準備が完了していない保険医療機関及び保険薬局」と、「顔認証付きカードリーダーを申込みされていない保険医療機関及び保険薬局」を対象に、早期導入をご検討いただくためのリーフレットを作成いたしました。また、顔認証付きカードリーダーを申込みされていない医療機関・薬局については、オンライン資格確認の導入意向調査へのご協力を依頼する書類等の郵送を予定しております。

つきましては、当該リーフレット、意向調査等が郵送されることについて、貴会会員の皆様へご案内いただきたく、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

記

1 リーフレットについて

【郵送対象】(令和4年3月20日時点)

- ① 顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいたものの、まだシステム導入の準備が完了していない保険医療機関及び保険薬局の皆様(別添1)
- ② 顔認証付きカードリーダーを申込みされていない保険医療機関及び保険薬局の皆様(別添2)

オンライン資格確認の導入にあたり、補助金の活用が可能ですが、令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、同年6月30日までに申請していただく必要があります。また、令和4年度診療報酬・調剤報酬の改定では、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等を活用して診療等を実施することで加算の算定が可能となっております。その他、運用中施設がメリットとして感じている生の声等を掲載しております。

※ 一部修正がございました。以下のとおり訂正いたします。

誤) オンライン資格確認等システムを導入することで電子的保健医療情報化活用加算が算定できます。

正) オンライン資格確認等システムを導入することで電子的保健医療情報活用加算が算定できます。

2 「オンライン資格確認」導入意向調査について

令和4年3月20日までに顔認証付きカードリーダーを申し込まれていない医療機関・薬局の皆様（上記リーフレットの郵送対象の②）を対象に、今後の支援策の検討材料とさせていただくことを目的に、お申込にならない理由等を調査させていただきます。ご協力の程よろしくお願いいたします。（別添3）

※ 一部修正がございました。以下のとおり訂正いたします。

誤) 【目的】の部分 補助金の交付を受けるには令和5年3年まで

正) 【目的】の部分 補助金の交付を受けるには令和5年3月まで

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局

医療介護連携政策課保険データ企画室

加藤・白崎

E-mail: suisin@mhlw.go.jp